

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和元年 9 月 17 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 21 分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 荒川 義孝、 4 番 神谷 利盛、 5 番 岡田 公作、
6 番 柴田 耕一、 8 番 黒川 美克、 10 番 杉浦 辰夫、
12 番 鈴木 勝彦、 14 番 小嶋 克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 神谷 直子、 3 番 杉浦 康憲、 7 番 長谷川広昌、
9 番 柳沢 英希、 13 番 今原ゆかり、 15 番 内藤とし子、
16 番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政 G L、行政 G 主幹、財務 G L、財務 G 主幹、
市民部長、市民窓口 G L、経済環境 G L、経済環境 G 主幹、
税務 G L、
都市政策部長、土木 G L、都市計画 G L、都市計画 G 主幹、
防災防犯 G L、上下水道 G L、
会計管理者、監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第55号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第56号 高浜市消防団条例の一部改正について
- (3) 議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について
- (4) 議案第58号 市道路線の認定について
- (5) 議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (6) 議案第71号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (7) 議案第72号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- (8) 議案第73号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- (9) 議案第75号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- (10) 議案第76号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月6日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案10件で

あります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いをいたします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

- (1) 議案第55号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第55号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第56号 高浜市消防団条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第56号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第57号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第58号 市道路線の認定について
委員長 質疑を行います。

問 (10) 今回の市道路線の認定で、接続する南東側が市道港線で一部
拡幅する部分になるわけですが、延長の162.5メートルとうたってありま
すが、これは、道路後退分が含まれているか。

それとまた、開発行為の範囲は市道路線の認定を含んだ部分だと思
いますが、その北側の部分の利用について、わかる範囲で結構ですのでお
願いします。

答 (土木) まず、市道認定の田戸8号線の議案に対するお答えをいた
します。こちらの延長は、港線の拡幅部分を含んでおります。約10メー
トルほどの拡幅部分が含まれた延長となっております。以上です。

答 (都市計画) 今回の開発区域、道路までが開発区域となっております
が、ちょうどその北側のフェンスで囲まれた土地の状況につきましては、
個人が土地を所有しておられ、特に何かをやるというような相談は来て

いませので、市のほうでは状況はつかめておりませ。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第58号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

委員長 質疑を行います。

問(14) 補正予算書の61ページ、新規事業の3ページですけれども、5款の労働費ですけれども、これも総括質疑のときに質問がありましたけれども、ちょっと2、3点お伺いいたします。

まずこれ、支給要件のほうで、東京23区に連続して5年以上在住とありますが、勤務の実態、これはどうなんでしょうか、これは。これが1点目です。

それから2点目の、高浜市の場合は勤務地も高浜市とありますが、この移住就業者をふやすためには、勤務地を高浜市外というふうには考えられなかったのか。それが2点目。

それから3点目が、勤務先はこれマッチングサイトが、この前の総括質疑でもお答えがありましたけれども、今、3社ほど受付があったということですが、マッチングサイトに掲載されている会社に限定されるのか、またそれとも、本人が見つけた会社でもこれはいいのか。これをお答えをお願いいたします。

答(経済環境) まず、勤務の実態についてでございます。こちらにつきましては、東京23区の企業にて就業して、東京23区以外の、その周辺にお住まいの方でも、その23区内の企業に就業していれば、条件に当てはまります。

また、高浜市においては、勤務地が市外の企業は対象としてないんで

すけれども、こちら、やっぱり商工会等でも確認している中で、市内の企業さんの担い手を確保したいというような意図もある中で、市内の企業に勤務されている方を対象に、新たに就職される方を対象に今回行っております。

また、勤務先、マッチングサイト以外の企業、市内の企業に就職された場合、補助の対象になるかとの御質問だと思いますけれども、そちらについては、マッチングサイトで登録された企業に就職された方に限定されることとなります。

問（14） さっき、第1点目の質問です。要するに東京在住というか、東京に住んでおられる方は、特に今言った就職という、要するに、勤務実態がなくてもこれは、応募できるということですか。ちょっとこれは、今わかりませんでしたので。

それから、やっぱり移住者の就業者をふやす、確かに商工会の意向もこれはあると思うんですけれども、ふやすためにはやっぱり、市外の勤務地ということもこれ考えられなかったのかという点が、僕はちょっと思っているんですけども、この2点をもう一回お願いいたします。

答（経済環境） 移住支援金対象者の主な要件としては、移住元につきましては、東京23区在住または通勤者で直近5年以上のお住まい、もしくは通勤されているということが条件となります。

先ほどの市内にお住まいの方、市内にお住まいなんだけれども、例えば刈谷市等の会社に就職されている方も対象にできないかという御質問だと思いますけれども、あくまで高浜市の企業の、いわゆる雇用の創出というところの観点も考慮した上で、今回、市内の企業に就職された方というふうに限定させていただいております。

問（14） ほかの市ではどうなんですか、これは。ほかの市、例えば高浜市でいう5市の場合は、どのようなふうに、例えば、今言ったように勤務地も自分の市と同じような勤務地でなければならないとか、その辺はどうでしょうか。

答（経済環境） 市内の企業に限定している市町村でございますが、愛知県内ですと大体18市町村が、勤務地と居住地が同一である必要がある

というふうに限定しております。近隣5市につきましては、刈谷市が高浜市と同様の条件としております。

問（14） それ以外は、別にほかの市であってもオッケーですねこれは。ちょっとあと1点か2点ばかり。市内で、高浜市にみえて、起業の意思を有している方という、こういった支給要件がありますけれども、例えばこの起業の意思を持っている方に、何かこの支援というものは考えておられるのか。

それともう1点が、これは、令和7年3月までに一応目標がありますけれども、この目標数。高浜市においては、一応何名の方を来てもらうという目標数を持っておられるのか、この2点お願いいたします。

答（経済環境） 起業する方についての支援も同様でございますが、高浜市としての支援というよりは、愛知県がその支援について、条件をつけた上で起業した方に対しての支援というものを行っておりますので、それと連動した形での支援となります。

また、もう1点が目標。目標につきましては、愛知県の予算が一応見込みとしまして43世帯、県内で43世帯を現在予算取りをしております。その中で、愛知県の中で高浜市に来る人数としましては1世帯ほどかなということで、今現在1世帯としておりますが、実際やってみた中で、例えば、県についても43世帯を超えた場合は補正予算対応というような形で、高浜市も同様の対応をとりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（8） 補正予算書の61ページ、6款1項4目11節の需用費53万円、農業センター維持管理事業、光熱水費53万円、この内容と理由を説明してください。

答（経済環境） こちら、さきの総括質疑でもちょっと御説明させていただきましたが、昨年度まで高取保育園の分園が1階を使用している中で、いわゆる電気代等の光熱水費については、7割・3割の割合で費用按分をしておりました。

当初予算の際にも、その3割の形で補正予算、当初予算のほうを組ましていただいたんですけれども、実際、使用料を確認しましたところ、

いわゆる空調の関係も全館空調というような形の中で、電気代がかなり高い金額になってしましまして、それを踏まえた上で、今回補正をさせていただきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第70号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第71号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第71号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第72号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第72号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第73号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算

(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第75号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第75号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第76号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算 (第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第55号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第56号 高浜市消防団条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第58号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第71号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(7) 議案第72号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(8) 議案第73号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(9) 議案第75号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(10) 議案第76号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時21分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長